

平成26年第2回常陸太田市議会定例会会議録

平成26年6月5日(木)

議事日程(第3号)

平成26年6月5日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

18番	後藤 守 議長	17番	川又 照雄 副議長
1番	井坂 孝行 議員	2番	藤田 謙二 議員
3番	赤堀 平二郎 議員	4番	木村 郁郎 議員
5番	深谷 涉 議員	6番	鈴木 二郎 議員
7番	平山 晶邦 議員	8番	益子 慎哉 議員
9番	菊池 伸也 議員	10番	深谷 秀峰 議員
11番	高星 勝幸 議員	12番	成井 小太郎 議員
13番	茅根 猛 議員	14番	片野 宗隆 議員
15番	福地 正文 議員	16番	山口 恒男 議員
19番	黒沢 義久 議員	20番	沢 畠 亮 議員
21番	高木 将 議員	22番	宇野 隆子 議員

説明のため出席した者

大久保 太一 市長	宮田 達夫 副市長
中原 一博 教育長	植木 宏 総務部長
加瀬 智明 政策企画部長	荻津 一成 市民生活部長
西野 千里 保健福祉部長	滑川 裕 農政部長
檜村 浩治 商工観光部長	生田目 好美 建設部長
斎藤 広美 会計管理者	井坂 光利 上下水道部長
福地 壽之 消防長	山崎 修一 教育次長
宇野 智明 秘書課長	笹川 雅之 総務課長
大和田 隆 監査委員	

事務局職員出席者

午前10時開議

○後藤守議長    ご報告いたします。

ただいま出席議員は22名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

---

日程第1 一般質問

○後藤守議長    日程第1，一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許します。

7番平山晶邦議員の発言を許します。

〔7番 平山晶邦議員 登壇〕

○7番（平山晶邦議員）    おはようございます。平山晶邦でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

私の4年間の議員としての任期も今議会が最後となります。この4年間はさまざまなことがありました。3・11の東日本大震災があり、本市も激甚災害市として認定を受けました。また、原子力発電所の爆発があり、放射能汚染という未知なる事故も経験いたしました。そのような中で4年間の議会人としての活動は、長いようで短く、短いようで長く感じられました。そして本日、4年の任期の最後の一般質問を迎えました。悔いのない質問としたいと考えますので、執行部の皆さんもしっかりしたご答弁をお願い申し上げ質問に入ります。

第1の質問は、教育環境について質問をいたします。

少子化の中で、学校の統廃合など教育環境は大きく変化をしております。私は、常陸太田市の最大の財産は旧制中学校から続く教育の町だと思っております。ですから、子どもたちに素晴らしい教育環境の中で生活させることは大変重要だと考えております。

そこで1点目として、ハード面の通学道路の整備と学校内の不便箇所の解消についてお伺いをいたします。毎年学校から通学道路の整備箇所や施設のふぐあいの箇所については要望事項が上がってくると思っております。そこで、教育委員会としてどのように対応しているのかをお伺いいたします。どのようなシステムで行っているのか、役所の中での建設部や他の部門との連携も含めお伺いをいたします。

2点目として、生徒の通学環境についてお伺いいたします。

学校の統合などにより、生徒の通学環境は大きく変わってきています。新生常陸太田市になってからも金砂郷地区の金砂と金郷小学校が統合して金砂郷小学校となり、太田地区は河内、佐都小学校が機初小学校に、瑞竜小学校は誉田小学校に統合し、里美地区は賀美小学校と小里小学校

が統合して里美小学校となっています。そして来年は、金砂郷北と南中学校の統合が予定されています。これら統廃合によって生徒の通学環境は大きく変わりました。特に金砂郷小学校以降は、スクールバスによる送迎となっております。スクールバス通学になったことは、保護者からの要望に沿ったものだと理解をいたします。

しかし今、全国でスクールバス通学の弊害が出てきております。子どもにとっては運動不足と肥満です。自分の玄関から学校までのスクールバス通学では歩く距離がありません。学校から帰ってきて近所に子どもがいませんから、家でテレビゲームでは本当に運動不足になり、肥満の原因ではないかと言われております。やはり何気なく毎日一定の距離を歩いて通学することは、体を作る時期には必要なことだと思います。また、地元の地域や住民と接する機会がなく、社会性が乏しくなると言われております。公共交通を利用すればさまざまな地域の方々と接する機会がありますが、スクールバスではそのような機会がありません。

また一方、路線バスが運行している地域においては、公共交通の維持が大きな命題となっておりますが、公共交通であるバスを利用しないドア・ツー・ドアのスクールバスでは、路線バスの乗客利用の低下を招いて路線バスの維持の危機が言われております。スクールバス通学にはメリットとデメリットがあることが近年言われているのです。

保護者の方が統廃合することによって通学環境が変わり不安に思うことも理解いたしますし、子どもの安全・安心を確保したいという思いは十分理解をいたします。しかし地域振興との連携で、安全・安心を確保した通学環境を考えることが大切だと思います。

市においては、企画課が公共交通を担当しておりますが、教育委員会と政策企画部の連携はどのようなになっているのでしょうか。来年4月の金砂郷北と南中学校の統合がありますので、今後の生徒の通学環境についてお伺いをいたします。

第2問として、「地域医療・介護総合確保推進法案」が本市に及ぼす影響についてお伺いをいたします。

今回の介護保険制度改革は、6月中に成立して、来年4月から実行に移されるようですが、要支援サービスや料金が全国一律の介護保険から市町村に移管されるようです。市民から、常陸太田市みたいに自主財源が乏しい市は介護サービスが受けにくくなるのではないかと、年金から引き落とされる介護保険が上がるのかなどという疑問を受けます。高齢者の方が心配している状況です。この制度が常陸太田市に移管されるとどのような状況が想定されるのかを伺いたいのであります。

また、来年4月からの実施でありますので、成立した暁には、市民に対しての告知はどのように考えているのかについてもお伺いをいたします。

第3問として、「日本創成会議」が公表した消滅可能性市町村523の中で、常陸太田市もその可能性を指摘されてしまいました。市のリーダーとして市長のご所見を伺いたいと思います。

「日本創成会議」が着目したのは、人口の再生産力であり、20歳から39歳までの若年女性人口が50%以上減少すると、出生率が上昇しても人口減少がとまらない地域であるということです。こうした地域は、最終的には消滅する可能性が高いと言わざるを得ないとしております。

雑誌の中央公論6月号で特集が生まれ、先日も茨城新聞の一面で報道され、市民の中でも話題となっておりました。昨日同僚議員の質問にあったように、常陸太田市は県内で若年女性の減少率が2010年と比較して2040年までにマイナス64.3%と、大子町、城里町、河内町について4番目の若年女性が減少してしまう市町村となっております。

常陸太田市の内容を見ますと、若年女性は2010年には4,849人が、2040年には1,731人になり、実に3,118人もいなくなる。減少率がマイナス64.3%になってしまうのです。年平均104人の若年女性がいなくなると想定しています。私はこれでも大変な驚きをもっていました。残念なことに常陸太田市の現実はずっと厳しく、2014年4月1日現在の若年女性は4,159人で、実に4年間で690人も減少となっています。年平均173人の若年女性が常陸太田市からいなくなっています。現実には「日本創成会議」が想定した人数より年70人も多く減少しております。私はこれは何かの間違いではないかと2回確認をしましたが、その数字は現実でありました。

現在の状況の数字170人の年間の減少で推移すると、今から18年後には2040年に想定した1,731人の若年女性の人口になってしまいます。市民の皆さんも170人の減少が2040年まで続いてしまうと計算すれば、26年後どのような状況が常陸太田市を待ち受けているかが想像できると思います。今、常陸太田市で起こっている現実には、「日本創成会議」が想定した数字よりも大変厳しい状況におかれているのです。このような状況におかれていることを踏まえて、市長のご所見をお伺いしたいと思います。

第4の質問は、農業行政についてお伺いをいたします。

本市の農業は水田単作で、農産物の品種は畑作地域と比較しますと多くはありません。今までも農業行政は本市の中核と位置づけ、さまざまな事業の取り組みが行われてまいりました。しかし、その実績は広く市民に知られているとは言えない状況ではないでしょうか。今回の組織機構でも産業部から新たに農政を分離して農政部を作り、より以上の農業振興を進めていくのだと思います。

そこで、今までの本市の農業振興施策、事業の実態がどのような状況になっているのか、市民に理解されるよう実績を示しながらご説明していただきたいのであります。本市の農業者数、農地面積の推移、若者の就農状況、認定農業者数、現在は水田一反歩当たり30万円から50万円と言われております取引額が、その水田や畑作の農業地の取引金額、地産地消やトレーサビリティなどの実績、朝市の取り組み実績、有機堆肥を多量に散布した米の状況、その他市が取り組んだ25年度までの事業施策の実績や評価等をお示しいただきたいのであります。また、農政部の予算規模はどれぐらいになるのかもあわせて教えていただきたいと思っております。

以上で私の1回目の質問といたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。市長。

[大久保太一市長 登壇]

○大久保太一市長 「日本創成会議」が公表いたしました消滅可能性都市についてのご質問にお答えを申し上げます。

言うまでもなく、人口を維持することが地域の活力を維持するためには不可欠であることから、人口減少をあるがままに受け入れるのではなくて、人口をどのように維持し、または人口減少にいかにして歯止めをかけるか、この対策を講ずる必要があるわけでございます。短期的には、主に若者世代を対象にいたしまして、転入増、転出減を図りながら社会減を抑制し、長期的には、出生数を増やす施策を展開しております。就労、結婚、妊娠、出産や子育てのしやすい環境を総合的に整備することにより、20代、30代の若者が魅力を感じるまちづくりを積極的に推進していく必要がございます。

本年5月に「日本創成会議」が公表しました「ストップ少子化・地方元気戦略」の中におきまして、女性の人口移動がおさまらないときには当市も人口減少が急速に進み、現在も進んでおりますけれども、3万人台までになると推計されていることは承知しております。人口減少に対する警鐘として受け取っているところでございます。

この提言では、将来世代の人口減により自治体の運営が難しくなり、将来消滅する可能性があるとの数値がクローズアップされておりますけれども、提言の中身は「ストップ少子化戦略」「地方元気戦略」「女性・人材活躍戦略」として、日本が直面している深刻な人口減少をストップさせ、魅力ある地方都市をつくるための方向性、あるいは対策が示されておまして、それらは既に当市が行っている少子化・人口減少対策と相違ないものと思っております。

今後も若者が当市に住んでみたい、住んでいてよかったと思える、魅力を感じてもらえるまちづくりに取り組むことが重要だと考え各種施策を推進してまいります。それは子育て支援という分野のみならず、教育や福祉、雇用、観光、農業といったあらゆる分野の総合的な取り組みが少子化・人口減少対策につながると考えております。

特に、若者の働く場の確保、これまで以上に企業誘致等にも努めていく必要がありますし、子育て中のご婦人の方々の職場への進出を促すための子育て支援を支える環境整備、あるいは職場等の充実、特に女性の就労率の高い商業施設等々を中心とした施設の誘致等にも力を入れていく必要があると思っております。

ただ、この問題はすぐに結果が出るものではなく、効果が出るまで長い時間を要するものでございます。今行っている各種施策は、全て少子化・人口減少対策、地域活性化につながるという信念のもとで、5年、10年先の当市のあるべき姿を見据えながら粘り強く各種の施策を推進してまいりたいと思っております。

○後藤守議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 少子化が進む中での教育環境の整備のうち、通学道路の整備及び学校内の不便箇所の解消についてのご質問にお答えいたします。

初めに、通学道路の整備についてでございますが、本市における通学路の安全対策は、昨年度に市教育委員会、道路管理者、警察署、保護者代表、学校代表などで構成する通学路安全対策連絡協議会を設置し、従来よりも連携を一層強めた体制の中で、通学危険箇所を一元的に管理し、その改善を推進しているところでございます。

通学路安全対策の流れを具体的に申し上げますと、毎年、年度初めの時期に各学校の職員と保護者が合同で通学路の点検を行い、それを要望書として取りまとめ教育委員会に提出していただいております。教育委員会は、提出された要望箇所の現場を確認した上で、通学路危険箇所を管理台帳にまとめ、8月ごろに常陸太田市通学路安全対策連絡協議会を開催し、個別の事案ごとに対応策について協議を行い、各所管の機関に改善対応をお願いしているところでございます。また、必要に応じて現場に出向いて検討会を行っております。

常陸太田市通学路安全対策連絡協議会における検討及び対応の結果は、年度末に通学路危険箇所管理台帳に反映させた上で、学校長会において説明の上、配布しております。各学校はそれをもとに次年度の通学路点検を行い、新たな要望書を提出するというサイクルで通学路の安全対策を進めているところでございます。

通学路の安全対策は、常陸太田市通学路安全対策連絡協議会が一元的に管理し、教育委員会、道路管理者、警察、学校、保護者が連携して進めているところでありますが、今後とも特に用地等が関係する案件などについては、道路管理者や市関係課、教育委員会、学校、PTA、町会などと連携を図りながら、通学路の安全に向けて改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、学校内の不便箇所の解消についてお答えいたします。学校施設におけるさまざまなふぐあいにつきましては、電話や口頭、学校訪問の際の改善要望、また、次年度予算編成の際に学校から提出される要望書などにより把握しております。

電話や口頭などで受けたふぐあいの修理要望につきましては、まず、担当者が現場を確認し、経費的にも負担が少ないものについては、できるだけ早い対応を心がけております。修繕のために多大な経費が必要で手持ちの予算では対応できないものについては、補正予算を計上したり、財政課と協議の上、予備費を使用して対応しているところでございます。特にふぐあいの中で、児童生徒の安全を確保する上で重要なものや、電気、電話、水道など学校の円滑な運営に重大な影響を及ぼすものについては、最優先で対応しております。

学校施設のふぐあいについては、学校、幼稚園が安全かつ円滑に運営されることを第一に対策を講じているところですが、引き続き迅速かつ小まめな対応を心がけていきたいと考えております。

次に、生徒の通学環境についてのご質問にお答えいたします。学校の統廃合に伴う通学時間の短縮や安全確保につきましては、これまで路線バスやスクールバスの運行により対応してまいりました。平成20年4月に金郷小学校と金砂小学校が統合した金砂郷小学校及び北小学校と染和田小学校が統合した水府小学校におきましては路線バスを利用し、また、平成24年4月に佐都小学校、河内小学校と統合した機初小学校、瑞竜小学校と統合した誉田小学校、また、今年4月に小里小学校と賀美小学校が統合した里美小学校においてはスクールバスを運行しております。

学校統廃合においては、通学時間の短縮と通学時の安全確保は統合の条件でもあり、教育委員会はこれらを踏まえて対応してまいりましたが、スクールバス運行の説明会などにおいて、学校に近い児童の保護者に対し、一人での登下校にならないのであれば体力づくりのためにもできるだけ歩くよう説明をお願いしてまいりましたが、現実的には保護者の理解を得るのが難しい状

況にあったのも事実でございます。

しかしながら、短い距離でのスクールバスの利用は、体力育成の機会や社会的なつながり、社会経験の機会等を少なくするなども考えられますので、また、地域の維持、振興に必要な公共交通機関に対する影響という課題もあることから、今後は子どもたちの健やかな体、あるいはたくましい精神力など、生きる力の育成を踏まえながらスクールバス運行のあり方について検討するとともに、また、公共交通を担当する政策企画部と連携して、さまざまな観点から検討を行い、保護者の理解をいただきながら通学に関する基準等を設けてまいりたいと考えております。

○後藤守議長 保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 「地域医療・介護総合確保推進法案」について、市町村に移管されるどのような状況が本市で想定されるのかとのご質問にお答えをいたします。

介護保険制度におけるサービスにつきましては、大きな捉え方といたしまして、全国一律に提供される保険給付と市町村が行う地域支援事業の2つに分けることができます。このたびの改正案では、要支援1、2の方へのサービスの一部である訪問介護と通所介護が、保険給付の予防給付から地域支援事業へ平成29年度までに段階的に移行されることになっております。

地域支援事業につきましては、これまでも運動機能向上事業や口腔機能向上事業等々、生活機能低下の状況に応じて介護予防事業等に取り組んでまいりましたけれども、移行後におきましては、介護予防と通所介護が新たにサービスとして加わることになってまいります。

財源につきましては、国・県・市の公費負担が5割、保険料負担が5割の構成で、これまでと基本的には変わらないこととなっております。

サービスの内容につきましては、これまでの介護保険事業所によるものに加えまして、市民ボランティア等による多様なサービスの提供が可能になるということが示されておりますけれども、現在示されている改正案によりますと、まだまだ不透明な部分が多いため、今後国から示される指針等をもとに、今年度策定いたします第6期高齢者福祉計画の策定作業の中で、サービスの提供が円滑に推進できるよう十分留意し検討を進めてまいりたいと存じます。

なお、保険料につきましては、やはり3年ごとに行う高齢者福祉計画の策定作業の中で、本市の介護サービスの総費用の見込み量を算定し、それらに基づき基準額等を算定することになります。

また、市民に対しての告知につきましては、やはり本年度策定をいたします次期高齢者福祉計画に登載する計画内容等を踏まえまして、適切な時期に適切な方法で周知を行ってまいりたいと考えております。

○後藤守議長 農政部長。

〔滑川裕農政部長 登壇〕

○滑川裕農政部長 農業行政にかかわるご質問に順次お答えをいたします。

1つ目として、農業者数及び農地面積の推移といたしましては、専業農家の戸数は、平成17年度の947戸から平成22年度には1,015戸と、5年間で68戸が増加しております。また

農地面積として、田畑及び果樹園を合わせた経営耕地面積は、平成17年度が3,082ヘクタール、22年度が2,743ヘクタールとなっております。

2つ目として、新規就農者の状況といたしましては、平成21年度に制度化した本市独自の事業等の成果もあり、これまでに延べ37名の方が市内で就農をなされております。

3つ目として、本市農業の中核を担う認定農業者の数は、平成22年度の84名から3名増加し87名となっております。

4つ目として、本市における農地の取引価格といたしましては、その取引売買価格は基準額が設定されているものではなく、場所や環境等の違い、また、買い手、売り手の思惑により自由に決められるもので一概に申し上げることはできません。つきましては、価格の答弁については控えさせていただきたいと思っております。また、平均値についても同様でございます。今後の取引への影響等も懸念されることからご理解をいただきたいと存じます。

5つ目として、地産地消の実績について2点お答えいたします。

まず、地産地消推進店の制度を平成20年度より取り組みを開始し、当初の加盟数が36店であったものが62店と、26店が増加しております。さらには、各店における地場産物の取り扱い量も徐々に増えつつあります。例として、推進店に加盟する1つの小売店においては、地産地消の取り組みにより、平成20年の地場産野菜等の売上額と比較し、現在は2倍の3,000万円と大きく伸びるとともに、取引農家数もかなり増加しております。このように現在まで実施してまいりました各種事業により、地産地消の考え方が市民及び生産者、販売者にも受け入れられ、実績、効果等もかなりあることから、今後もさらなる事業の推進に努めてまいります。

次に、学校給食センターとの連携による学校給食における地産地消の取り組みといたしまして、地場産米100%を使用した米飯や米粉パンの導入及び地場産物の積極的な活用を図っております。また、供給体制の育成及び支援等を行うとともに、食育の一環として、児童と生産者の交流等にも取り組んできたところでございます。その成果として、学校給食の地場産率が平成22年度の50.7%から現在は55.3%と上昇しております。これにより、児童及び保護者の方々への地産地消の考え方も浸透しつつあるものと考えております。

6つ目として、トレーサビリティについてでございます。平成20年度に策定をいたしました市の地産地消推進計画の中で、生産過程や生産記録の徹底、いわゆるトレーサビリティへの取り組みを掲げ、この間JA及び県農業改良普及センター等との連携により、農作業日誌の徹底や農薬使用に関する講習会の実施、各種農業講座での指導及び市による周知等を図ってきたところでございます。

7つ目として、平成20年9月から常陸太田朝市を毎月開催しており、現在68回を数えております。この朝市については、当初の市の主体から平成22年4月に朝市の会が組織され、それ以降は出店者が主体となり実施しております。現在の会員数は56名で、当初に出店をなされた28名の2倍となり、開催時には約40店が出店し、毎回にぎわいをみせております。

8つ目として、環境保全型農業の推進といたしましては、平成24年に制度化した堆肥導入推進事業がでございます。この事業は堆肥の利用を促進し、市内の循環型農業を推進するもので、制



度の利用は実人数で41名、面積は約2.4ヘクタールとなっております。その成果として、堆肥導入により土壌の改善が図られ、平均食味値が平成22年の83.4から85.5と上昇するとともに、本来本市の農業が目指すべき方向性である循環型農業の基盤づくりが図られつつあるものと考えております。

その他、本市が独自の施策として取り組んでいる事業の中で主だったものとしては、県農業改良普及センターやJAとの連携により、定年帰農者等農業講座を実施しております。これまでの受講生は延べ96名のうち、その4割に当たる39人がJA直売所や量販店などへの新たな出荷者となっております。また目的を同じくし、園芸作物講習会、施設園芸講習会及び農業用簡易ハウス整備支援事業等にも取り組んでいるところでございます。これにより平成25年度のJA直売所における地場産物の売上額は、前年比約7%増の約1,200万円が増加しております。

最後に、農政部の予算規模でございますが、平成26年度の農林水産業費は10億5,328万9,000円で、一般会計に占める割合は4.6%となっております。このように、本市は専業・兼業農家等が全世帯の約3割弱を占め、人口的にも2割を超える1万1,000人が農業人口であります。面積的にも市内の耕地面積は約5,100ヘクタールで、全面積の14%を占めております。また、農業による産出額は年間55億円前後で推移をしております。このようなことから、市民の方々の生活は農業と密接に結びつくものであり、農業が本市の基幹産業であるものと認識するものでございます。

また、本市農業の活性化は、地域環境の保全に直接的に結びつくとともに、交流人口の拡大や定住人口の確保にも深く結びつく本市の最大の魅力であるものと考えております。つきましては、今後もさらなる本市農業の振興を図ってまいります。

○後藤守議長 平山議員。

〔7番 平山晶邦議員 質問者席へ〕

○7番（平山晶邦議員） ご答弁をいただきありがとうございます。2回目の質問をいたします。

第1の質問の教育環境の整備についての、1点目の通学道路の整備及び学校内の不便箇所の解消についての質問のうち通学道路の整備については、常陸太田市通学路安全対策連絡協議会が進めていることは理解をいたしました。

そこで1つお願いがございます。通学路の改善を図る上で考えていただきたいのは、大人が目線ではなくて、子どもの目線、視点で考えていただきたいということでございます。大人から見たら大したことがないことでも、子どもの視点では恐怖を感じることもあると思います。子どもにとってどうなのかを第一に考えた通学路の安全対策を望みますが、教育長のご所見をお伺いしたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育長。

○中原一博教育長 ただいまの議員ご指摘の通学路安全対策の検討における子どもの視点につきましては、ご指摘の趣旨を踏まえ、実際に子どもたちが交通安全指導の時間に歩くなどして、該

当箇所が子どもたちにどのように見えるのかという視点も大事でありますので、また子どもたちが作成している安全マップも参考にしながら、安全対策がより有効に機能するよう配慮してまいりたいと考えております。

○後藤守議長 平山議員。

○7番（平山晶邦議員） 子どもたちが作っている安全マップもあるんですね。ぜひそのような活用をお願いしたいと思います。また、建設部長にも強く要望しておきますが、通学道路の整備はやはり最優先に考えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

また、ふぐあい改善については理解をいたしました。引き続きよろしくお願いいたします。

2点目の通学環境についてお伺いをいたします。私は、通学環境を考える上で公共交通の路線バスがある地域に対しては、第一義として路線バスを使った通学環境を考える必要があると思っております。路線バスの維持は地域振興にとってなくてはならないと考えます。また、路線バスの補助金は、他の市町村をまたがる場合は国・県の補助金の対象となっています。ある一定の乗客数を確保できないと国・県の補助対象から外れるということも聞いておりますが、関連がありますので、路線バスの補助金のあり方については政策企画部長よりご説明いただけますか。

○後藤守議長 答弁を求めます。政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 ただいまの路線バスの補助のあり方というご質問にお答えをいたします。

路線バスにつきましては、医療機関、商業施設、公共施設、学校などへの移動手段という形で住民生活を支える大切な公共機関になっております。そういう中で路線バスを維持するための補助というのは、生活交通を確保していくという上で非常に大切なものであると認識いたしております。

当市においては、ただいま議員ご発言のありました国・県補助である茨城県バス運行対策費補助金に係る路線が5路線、市単独の補助であります常陸太田地方バス路線維持費補助金が11路線ございます。県の補助の該当要件といたしましては、1つとしまして、複数の市町村に路線がまたがっていること、また、1日当たりの輸送量が最低15人から最高150人以内であるということ、また、1日の運行回数が3回以上という要件がございます。そしてこれらを全て満たすことが国・県補助の要件になってございます。また、これらの補助要件を満たさなくなれば、必要な路線については市の補助路線の対象にして維持をしていくということになっております。

学校の統合による路線バスで通学をしている児童生徒がスクールバス通学に変更になりますと、当然路線バスの維持という部分に影響を及ぼすこともございます。そういうことが出た場合には、教育委員会やバス運行事業者と十分な連携をとっていく必要があると考えております。

以上です。

○後藤守議長 平山議員。

○7番（平山晶邦議員） ありがとうございます。今の説明を私なりに解釈いたしますと、例えば、路線バスの太田と小中線は日立市が入っておりますから国・県の補助の対象の路線であります。そうするとその利用者が基準値を下回った場合は、国・県からの補助金がなくなって、交

通事業者の赤字が増えた場合は、国・県の補助がなくなったときには市の対象とする可能性があると。しかしそれでも交通事業者の赤字が増えたとすると、太田水戸線のように廃止になる可能性があるということ、これはあくまでも仮定でございますが、そのような理解でよろしいんですか。

○後藤守議長 答弁を求めます。政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 茨城交通が運行しております太田営業所から小中車庫線の路線の質問にお答えをいたします。

学校の合併等のご質問がありましたけれども、この路線はそれにかかわらず高校生の通学、また病院の通院というようなことで、地域の交通手段として大事な路線になってございます。現在は国・県補助の路線という形になっておりますけれども、乗車人員が減ってくれば市の補助に振りかえて維持する必要がある路線と考えております。

ちなみに当該路線については、里美小学校の統合で賀美小学校に通ってございましたお子さん方がスクールバスの通学に移行したことにより、乗車人員に若干ですが影響が出ております。この影響を見まして、先月の5月12日でございますが、茨城県と運行事業者であります茨城交通、それと市の教育委員会、市の企画課、この三者による三者協議会を立ち上げてございます。県の補助の維持、また路線の維持は大切なことでございますので、企画課を中心に教育委員会、運行事業者と協議を行っていくという形で既に進めている状況でございます。

以上でございます。

○後藤守議長 平山議員。

○7番（平山晶邦議員） ありがとうございます。ぜひ国・県の補助が続くよう、ご努力を引き続きお願いしたいと思っております。

それでは、そのことを理解した上で教育長に伺います。利用者減によって事業者が路線を廃止したら、例えば今の生徒たちが高校などに通学する時代には通学手段がなくなるということが起こらないとも限りません。また、生徒たちにとって地域社会とのつながりも大切ですし、バス停まで歩いたりすることによって地域の人たちとの交流も生まれ、体力増強にもつながるのですから、今後の通学環境を考える上では、路線バスがある地域は路線バスを第一義に考えることが大切だと私は思いますが、教育長のご所見をお伺いいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育長。

○中原一博教育長 先ほども申し上げましたように、学校の統廃合に伴う通学時間の短縮、安全確保について、これまで路線バス、あるいはスクールバスの運行により対応してまいりましたが、今後、路線バスが運行されているところについてはまず路線バスを利用して、路線バスでカバーできない部分をスクールバス等で補完する方法を基本にしてまいりたいと考えております。

今後路線バスの利用に当たりましては、路線バスがより有効に利用されるよう児童生徒の通学に沿った、またバス運行についても政策企画部と運行事業者等との協議を重ねてまいりたいと考えております。

○後藤守議長 平山議員。

○7番（平山晶邦議員） ありがとうございます。

それでは、次に第2の質問の「地域医療・介護総合確保推進法案」については理解をいたしました。改めて要望でございますが、保険給付から地域支援事業に変わることの告知に対しては、市民も重大な関心を持っておりますので理解できるような丁寧なご説明をお願いいたします。

第3の質問の消滅可能性市町村に対して、市長からご答弁をいただきありがとうございました。私も今の常陸太田、2年前から始まった子育て支援策というのは、全国でも先駆けた施策だと認識しております。そして、これは今後も続けていかなければならないと考えております。それは市長と同じですけれども、事実を執行部の中で十分分析をするという作業が私は必要なのではないかと考えております。

「日本創成会議」の座長の増田さんも、人口減少は待ったなしの状態にあると。この問題に根拠なき楽観論で対応することは危険であると。一方、悲観論に立っても益はないと。困難ではあるけれども解決する道は残されている。不都合な真実とも言うべき事態を正確かつ冷静に認識することから全てが始まると。未来は変えられる、未来を選ぶのは私たちだというような提言をされております。個々の施策は先ほど市長が言ったことに私も大賛成であります。ぜひ、常陸太田市の現状をよく分析して、さらなる効果ある施策に生かしていただきたいとお願いをいたします。

次に、第4の質問の本市の農業行政の実態と実績についてお伺いをいたします。先ほどご答弁をいただいた点で最初に確認しておきたいんですが、堆肥導入推進事業で先ほど部長が面積を「2.4ヘクタール」とおっしゃったんですが、それでよろしいんですか。

○後藤守議長 答弁を求めます。農政部長。

○滑川裕農政部長 「2.4ヘクタール」に変更願います。

○後藤守議長 平山議員。

○7番（平山晶邦議員） はい、わかりました。実人数41人で2.4ヘクタールということでございますね。ありがとうございます。

それでは、引き続きお伺いをいたします。専業農家の戸数が増えておりますが、経営耕作面積が減ってございます。通常専業農家の形でありますと農業で食べていくんですから、水田でも多く作ると認識しておったんですが、専業農家の耕作面積が減っているというのは、どのように分析しているのでしょうか。

○後藤守議長 答弁を求めます。農政部長。

○滑川裕農政部長 この面積につきましては、平成17年度と22年度の調査方法が異なっていることによるものでございます。平成17年度は転作や休耕田について「他」に含めて調査がなされておりましたが、そのことがおかしいということで、平成22年度には、転作や休耕田は「他」として経営耕地内に含めないという調査がなされたことによるものでございます。

○後藤守議長 平山議員。

○7番（平山晶邦議員） 理解をいたしました。

次に、3つ目の認定農業者数についてお伺いしたいんですが、これは平成22年度84名が、26年度までに3名増えたという認識でよろしいのでしょうか。

○後藤守議長 答弁を求めます。農政部長。

○滑川裕農政部長 そのとおりでございます。

○後藤守議長 平山議員。

○7番（平山晶邦議員） そうしますと、認定農業者の認定はどのような基準でやっているのか教えていただきたいんですが。

○後藤守議長 答弁を求めます。農政部長。

○滑川裕農政部長 認定農業者の基準につきましては、目指すべき所得金額と面積等の基準がございます。それによって市のほうで認定をして、それを認めるというような形になっております。

○後藤守議長 平山議員。

○7番（平山晶邦議員） ですから、その基準が何ヘクタールになるのか、それをお聞きしているわけです。

○後藤守議長 答弁を求めます。農政部長。

○滑川裕農政部長 年間労働時間が2,000時間で、所得が490万円を目指すものでございます。

○後藤守議長 平山議員。

○7番（平山晶邦議員） 理解をいたしました。ありがとうございます。

それでは、次に6つ目のトレーサビリティについてお聞きしたいんですが、トレーサビリティについて周知しているものはわかりました。実績はどのようになっているのか教えていただきたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。農政部長。

○滑川裕農政部長 この実績につきましては、JAの直売所等につきましては、出荷者に対し防除日誌等の提出を義務づけており、JAによる直売所の販売品については、そういった指導の成果もあり、全てのものがトレーサビリティを行っていると考えております。

○後藤守議長 平山議員。

○7番（平山晶邦議員） そうしますと、それはJAですけれども、市全体では何人ぐらいの生産者がやっているんですか。

○後藤守議長 答弁を求めます。農政部長。

○滑川裕農政部長 人数については把握しておりません。

○後藤守議長 平山議員。

○7番（平山晶邦議員） 後でわかった時点で教えていただければ結構です。

次に、7つ目の朝市の実績は年々落ちていると聞いておりますが、実際はどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。農政部長。

○滑川裕農政部長 朝市の実績を申し上げます。平成20年度から25年度まででございますけれども、総売上額の年間平均を申し上げますと、20年度が初回でもあり1回当たり平均103万4,000円の売り上げでございましたが、平成24年度については51万円、平成25年度が

48万円程度となっております。

○後藤守議長 平山議員。

○7番（平山晶邦議員） 20年度が103万円、25年度は48万円で、これは平均が半分近くになっているということでございますね。わかりました。

次に、堆肥導入推進事業について、食味値が上がったことはわかったんですが、玄米の取引価格というのは上がったんでしょうか。

○後藤守議長 答弁を求めます。農政部長。

○滑川裕農政部長 動いてないものと思われまして。

○後藤守議長 平山議員。

○7番（平山晶邦議員） 何のためにこのような有機多用米をやっているかという、農家の手取りを上げようと思ってやっているわけです。そうしますと、農家の所得に結びつかない事業というのはいかなものかと考えます。ですから、これは十分に今後分析をしていただきたいと考えます。

農業の行政については理解をいたしました。ありがとうございます。

私はこの4年間、定例議会において16回、この議場で一般質問をさせていただきました。一般質問の中で執行部の皆さんとはちょうちょうはっしの議論をしてみました。私が議会に臨む基準は、市民にとってプラスになるのかマイナスになるのかということでありまして。その基準をもって議会の場で発言をしてきたつもりです。また、将来の批判に耐えることができる議会活動を心がけてきたつもりです。

市の職員の皆さんにも考えていただきたいのですが、今回2040年の常陸太田市の姿を市長に質問いたしました。2040年には私はこの世にいないかもしれませんが。しかし常陸太田市は現存しているでしょう。住民誰もが自分の住む町が縮小することは望んでいません。人口が増え、町が栄えていくことを期待します。

しかし足元が定かでない目標を幾ら言っても本当の未来は展望できません。真に有効な対策を行うためには、常陸太田市の人口が減少するという社会の実像を私たちがきちんと認識する必要があると考えます。その上に立って行政・住民が一体となり議論し、知恵を絞る必要があることを申し上げ、市役所職員の皆さんの一層のご奮闘を期待しております。

また、私もこの後議論に参加することができるよう頑張ることをお誓い申し上げ、私の最後の一般質問といたします。ありがとうございます。

○後藤守議長 次、22番宇野隆子議員の発言を許します。

〔22番 宇野隆子議員 登壇〕

○22番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づきまして一般質問を行います。現在、国に対して国民、市民の怒り、不安の声が噴出しております。私はそうした市民の声を代弁して発言をしていきたいと思っております。

安倍内閣が進めている集団的自衛権の行使容認に対する国民的な批判が急速に広がっています。生涯派遣、正社員ゼロ社会に道を開く「労働者派遣法」大改悪に対して、既に197の地方議会

で反対の意見書が可決されています。要支援者向けのサービス切り捨てを初め、医療・介護に大なたを振るう「医療・介護総合法案」に対して210の地方議会で反対、批判、強い懸念をあらわす意見書が可決されています。また原発では、原発を重要なベースロード電源とするエネルギー基本計画と原発再稼働に対して、6割前後の国民が反対を表明しています。安倍政権は一定の内閣支持率を維持しているように見えますが、この政権が進めている一つ一つの政策について見るならば、そのどれに対しても国民の多数が反対の声を突き付けていることは明らかです。

安倍晋三政権が4月1日に消費税率を8%に引き上げて2カ月が過ぎました。増税で多くの国民が負担が重くなったと訴え、10%への増税には6割を超える国民が反対しています。増税が国民の消費を冷え込ませ、商店街や中小企業に重い負担を与えております。政府が発表した各種調査結果では、小売店の販売額や家計支出額が軒並み減少、想定内どころか駆け込み需要の反動減によって景気が悪化しています。経済産業省が発表した4月の商業販売額は、前年同月比3.9%減、中でも小売業は4.4%減となりました。1997年、消費税を3%から5%に引き上げたときは3.8%ですから、前回よりも落ち込みが大きくなっております。

物価も上がっています。生鮮食品を除く全国消費者物価指数は、消費税が増税された4月は前年同月比3.2%上昇、バブル崩壊後最大の上げ幅になりました。一方で、国民の賃金は増えておりません。4月の勤労者世帯の実収入は7.1%減、非正規雇用も57万人も増えております。ふところぐあい暖まらない中での消費税増税によって、国民は支出を切り詰めています。

揺りかごから墓場まで生きることに税金を課す消費税は、国民、中でも高齢者、低所得者に大きな負担となっております。来年10月に10%に増税になったら、これは火を見るより明らかなことです。大変なことです。

私はこの間、市民アンケートを実施してまいりました。「最近の暮らしについてどうですか」という質問で、7割の市民が苦しくなったと回答しています。そしてその原因は、年金が減った20%を初め、物価上昇、公共料金増、医療費増、給料の削減となっております。今の経済状況が市民にも大きな影響を及ぼしております。このような市民生活の現状を踏まえまして、私は住民の命と暮らし最優先の立場から質問を行ってまいります。

最初に、東海第二原発再稼働問題について伺います。

原発問題につきましては、これまでも市長に覚書の締結のときや安全審査申請のときなどに申し入れを行い、懇談などもしてまいりました。また、市民団体の皆さんと申し入れを行い、そのときも懇談をし、そして全員協議会の中でも市長からこれまでの経過等々については伺っております。今回5月20日に原電が安全審査を規制委員会に提出したということ踏まえまして、これまで私が質問した中で少しまとめてもう一度お伺いしたいと思ひまして取り上げましたので、よろしくお願ひいたします。

1点は、安全審査の申請についてです。本市を含む11市町村と日本原子力発電が3月5日、東海第二発電所の安全確保に関する覚書を締結しました。覚書締結からわずか2日後の3月7日、日本原電は茨城県に対して国への安全審査申請の準備状況を説明し、日本原子力発電は5月20日、東海第二原発の再稼働に向け、新規制基準への適合性審査を原子力規制委員会に申請をいた

しました。この5月20日は申請をした日ですけれども、私はこのとき午前中は東海村におりまして、東海村の座長である山田修村長との懇談会を行っておりました。その午後に了承を得て申請したというような通報がありまして少し驚いたところです。

覚書には再稼働に直結しないとありますが、新聞各紙でも「再稼働に向けた安全審査の申請」と報道され、日本原電も安全審査の申請は再稼働に向けたステップだと認めています。私は新規規制基準への適合性審査を再稼働と一体のものであると、これまでも主張してまいりましたが、市長の安全審査の申請に対するお考えを伺います。

2点目に、新規規制基準の見解について伺います。安倍政権が原発ゼロを求める多数の国民世論を無視して、エネルギー基本計画で、「原子力規制委員会が安全審査で新規規制基準に適合していると認めた原発は再稼働を進める」と明記しました。しかし、福島原発の地震や津波による破壊の程度も不明、事故原因も究明されておらず、汚染水は際限なく漏れ出しております。そういうもともとで作られた新規規制基準は、原発周辺住民の避難計画が、アメリカ原子力規制委員会では規制基準に含まれているのに日本では含まれていないなどの問題も指摘されております。市長の新規制基準についてのお考えを伺います。

3点目に避難計画についてです。避難先や避難方法、ルートなどの具体的な避難計画の内容や進捗状況などについて、県からどのような説明がされているのか伺いたいと思います。県がどのようなところがネックになって策定が進まないでいるのか、そのような内容についても伺いたいと思います。

4点目は再稼働中止・廃炉を求めることについてです。先ほども申しました私が行った市民アンケートでは、70%の市民の方が東海第二原発の再稼働反対、廃炉を望んでおります。福島原発事故の経験から廃炉しかない、避難が困難、住めなくなってしまう、自然エネルギーに切りかえるべき、次世代に危険な遺産を残すべきではない、こうした多数の意見がありました。

3月9日の茨城新聞の論説でも、地震動や防潮堤の高さについて、福島原発を襲った地震と津波のレベルに備えればよいという根拠はないと指摘をしております。経営のために老朽原発を再稼働させ、市民の暮らしや自治体を危険にさらしていいわけはありません。電力不足は起きておりません。日本原電の使命は、福島原発汚染水対策への援助や原発廃炉技術の研究にこそ果たすべき役割があると思います。再稼働中止・廃炉を求めることについて市長のお考えを伺います。

2番目に、介護保険制度の改正について伺います。この改正というのは括弧付きの改正です。

安倍晋三内閣提出の「地域医療・介護総合確保推進法案」——「医療・介護総合法案」と言っておりますけれども、この参院審議が始まりました。法案についての誤った説明文書を配布するという厚生労働省の前代未聞の大失態によって、当初より10日以上遅れの異例の審議入りとなりました。介護保険では、徹底した介護給付の削減とさらなる自己負担強化を進めようとしております。全くこれは住民にとっていいことではない改悪法案です。

この改悪法に対する地方議会からの異議申し立て意見書は210にも達しました。ほとんどの意見書は、市町村によって介護サービスの質に大きな差がついて不均衡になり、社会保障の公平性が維持できなくなることへの懸念を証明しております。一定所得以上の人の介護サービス利用



料を1割から2割負担にすること、これも住民のサービス利用を抑制して症状の悪化につながることへの問題を挙げ、その弊害を強く警告するものも少なくありませんでした。特別養護老人ホームへの入所基準をこれまで要介護1から入所できたものを、今度は要介護3以上に限定すると、このことについては、現場の実態とかけ離れていると撤回を求める意見書が目立ちました。そこで、政府の介護保険制度改定に対する市の認識や現状、対応などについて質問いたします。

1点目は、要介護1、要介護2の人たちが介護給付から外される、保険給付の対象にならないと、これは本当に大きな問題ですけれども、この対応についてです。要支援の高齢者が利用する訪問介護と通所介護の2つを国の責任で行う介護保険給付から外して市町村の地域支援事業に移行することです。政府はこれまで介護事業所に委託していたこの2つのサービスを民間企業やNPO、ボランティアに委ね、例えば食事はお弁当の配食業者、お掃除はハウスクリーニング業者、ごみ出しは地域のボランティアという安上がりの支援事業を可能としております。これではヘルパーを初め、専門職がかかわることで介護状態を悪化させないという予防の観点が抜け落ちてしまいます。適切な介護と生活環境が崩されると心身が衰えて介護度が重くなるということ、これは3・11震災後の福島県など、被災地の深刻な現状を見れば明らかなことです。要支援者へのサービスをこれまでどおり継続できるのか、どのような課題があるのか、1点目に伺います。

2点目は、特別養護老人ホームの入所対象外となる要介護1と要介護2への対応について伺います。これまでは要介護1以上から入所できていたのを原則要介護3以上に制限するという法案です。現在、本市では、西山苑を初めとする6施設の特養ホームの入所者数は416人と伺っております。要介護1、2の高齢者はどのぐらいいらっしゃるのか。経過措置はあると思いますが、退所を迫られるということはないのか、入所対象外となる要介護1と2への対応について伺います。

3点目です。介護保険への2割負担導入についてのご見解を伺います。

4点目は、「地域医療・介護総合確保推進法案」に対するご見解について伺います。

3番目に、国民健康保険税の引き下げについて伺います。

全ての人に保険医療を公的に保障する国民皆保険として始まった国民健康保険制度が、今日では保険税が高過ぎて払い切れない大きな負担となっています。また、滞納者への制裁としての保険証取り上げなど深刻な状態になっております。不況や労働環境の悪化などで貧困と格差が広がってきている中で、その矛盾の溝は深まるばかりと言わなければなりません。今消費税の増税、物価の上昇、年金の引き下げ、医療費の負担増など、ますます暮らしが大変になっており、払いたくても払えないのが現状です。私が行った市民アンケートでも70%の市民が高過ぎると回答しております。そこで、まず1点目として、このような市民の現状をどのように認識されているのか伺います。

2点目として、国保税の引き下げを求めることについて伺います。国民健康保険の単年度決算で申し上げれば黒字会計となっております。2011年は歳入歳出差引額で3億2,200万円、2012年は6億5,000万円となっております。国保加入世帯が約8,700世帯、これは全世帯数の43%の加入率です。一般会計からのその他の繰り入れもされておりますが、国保加入世

帯の負担を軽減するための国保税の引き下げを求めます。ご見解を伺います。

4番目に、高校卒業までの医療費助成についてお伺いいたします。

本市の子育て支援、少子化対策における市独自の各種の事業は、子育て家庭にとって大きな支援となっております。その中でも特に子ども医療費無料化への助成は、子どもはいつ病気になるかわからない、そんなとき医療費の助成は助かっている、安心できると喜ばれています。県内では中学生までの子どもの医療費助成を31市町村行っており、44市町村の70%を超えたところで実施しております。県内の市町村で2番目に本市では実施してきております。

前回の定例会の私の質問で、高校卒業までの医療費助成を求めてきました。県の動向や財政を勘案して検討する、このような答弁がありました。今議会に提案されております議案で、医療福祉費支給に係る茨城県の小児の受給資格要件が改正されて、小学3年生までだった対象年齢が中学3年生まで拡大され、中学生は入院のみとなりました。施行は10月1日となっております。こうした県の助成拡大を受けて、本市で高校卒業までの医療費助成、対象年齢引き上げでさらなる子育て支援に取り組んでほしいと思いますが、ご所見を伺います。

5番目に通学路の整備・安全確保について伺います。

通学路では、各小中学校の先生方やPTAの皆さんが子どもたちを安全に学校へ通わせるために気を配り、朝には黄色の旗を持ったお母さん、お父さんが子どもたちを元気に送り出している姿を見かけます。また、下校時にはボランティアの方が随行し、子どもたちの安全を守っております。行政としても子どもたちが安心して通学できるように、道路整備や標識の設置などが行われております。通学路の安全対策は、子どもたちの登下校に欠かすことはできません。事故や危険から子どもたちを守るためにふだんから取り組むべき課題です。

私どもが独自に実施したアンケートでは、住んでおられる周りの環境、整備で不便に感じていること、改善してほしいこと、この欄には多くの要望が寄せられました。その中で通学道路、生活道路が狭い、信号機やカーブミラー、標識等がないので危険、防犯灯がなくて暗くて危険だ、側溝にふたがないので危険、側溝のふたの穴を子どもの足が入らないものにしてほしい、こうした要望が地図入りで具体的に記入してありました。そこで2点について伺います。

各地区の町会長を通じて提出されております要望書の件数が、年間300件ほどになると伺っております。2013年度の状況について、その件数と解決件数、主な整備の内容を伺います。具体的な改善要望箇所が、懸案の谷河原駅踏切や進徳幼稚園下の道路など、市民がふだん不安になっている危険箇所など多数挙げられております。後日まとめて要望書も出したいと思っております。

2点目として伺うのは、佐竹高校前の交差点の安全確保についてです。佐竹高校前は入り口が2カ所ありまして、山吹運動公園のほうから来る道路、それから磯部から来る道路、そして総合福祉会館から来る交差点のところ、それからもう一つ、駐車場が設置されておりますけれども、そこもありまして非常に見通しが悪いと。特に運転される方も朝が本当に危なくて困ると。アンケートの中でも、600人近い学生が通学しており、これまで陳情したのに一向に信号機が設置されない、事故が起きてからでは遅い、こうしたコメントもあったわけです。歩行者だけでなく

車で通行する人からも佐竹高校前の通学路に対しては不安の声が寄せられておりますけれども、この点について状況、対策等を伺いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○後藤守議長 答弁を求めます。市長。

[大久保太一市長 登壇]

○大久保太一市長 東海第二原発の再稼働問題についてのご質問にお答えを申し上げます。これまで宇野議員のご発言にもありましたように、いろいろな懇談の場で考え方はお伝えしてきたところではありますが、改めましてご答弁申し上げたいと思います。

まず、5月20日に提出されました安全審査申請についてでございますが、4月17日の原子力所在地首長懇談会及び県央地域の首長懇話会の合同会議におきまして、関係11市町村の首長の意見を集約して申し入れを行いましたところ、原電から前向きな回答を得ましたことから、懇談会及び懇話会において申請に対する承認をしたところでございます。

申し入れをしました内容でございますが、安全審査申請は再稼働に直結するものではないこと、これが大前提でございます。2つ目として安全協定の早期見直し、3つ目が、事業者として説明責任を果たすべく住民等への情報提供をすること、4つ目として審査状況の情報提供、5点目が、使用済み燃料の安全対策の積極的な対応ということの申し入れをいたしました。

原発の施設につきましては、その稼働のいかんにかかわらず、使用済みを含む多くの燃料が保管されておりますことから、国の基準に基づいて安全対策の有効性のチェックを受けることは必要であると考えたところでございます。

なお、安全審査につきましては、原電との覚書や今回の申し入れにもありますとおり、原電の再稼働とは別であるという考えでございます。

次に、原電の安全審査申請を踏まえた新規制基準についての見解でございますが、新規制基準につきましては、福島原発の事故を踏まえた見直しと、世界で最も厳しい水準の規制基準と言われておりますことから、安全対策としてこの基準に適合するような対策計画をしてもらう必要があります。その審査状況につきまして注視していくものであります。

個人的な見解ということではありますが、今後地域首長懇談会等々で議論を尽くしてまいりたいと思っておりますが、先ほど議員ご指摘のように避難計画等が入っていないこと、全体を見たときにハード面の安全規制基準が中心となっていて、ソフト面についてはもっと必要なのではないかというのが私の個人的な見解でございます。

次に、避難計画についてでございますが、現在県におきまして、県内及び隣接県における避難先の調整のほか、避難所の開設・運営、避難時のスクリーニング、避難者の輸送手段について県と調整を行っているところでありますので、策定につきましては県と連携して行っていきたいと考えております。

これがなかなか進まないネックになっているのは何かというご質問がございましたが、ただいま申し上げましたとおり、避難の範囲が非常に広いということ、対象の地域住民の人数が98万人にも及んでいるというようなことから、広域避難がどうしてもできるのかということが課題の

1つでありますし、また、県内の避難所だけでは収容し切れない状況もございまして、隣接県の避難所等々の開設も必要になってくることから、今、隣接県との調整協議に時間を要していることがネックになっている理由でございます。

4点目の再稼働中止・廃炉についてでございますが、国のエネルギー基本計画における再生可能エネルギーなど、今後のエネルギー施策の動向もありますけれども、住民の安全の確保を最優先に、まずは安全協定の見直しが必要でありますし、さらに実効ある避難計画の策定ができるかどうかということが判断をしていく上での大きなポイントになると思っております。これらを見届けました上で判断をしてみたいと思っております。

○後藤守議長 保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 まず初めに、「地域医療・介護総合確保推進法案」の問題についての要支援1と2が保険給付から外されることへの対応についてのご質問にお答えをいたします。

現在、要支援1、2の方は本市に437名、内訳を申し上げますと要支援1が176名、要支援2が261名でございますが、これらの方へのサービスの一部である訪問介護及び通所介護が、平成29年度までに段階的に市が行う地域支援事業に移行されることとなります。

同じ介護保険制度内でのサービス提供であり、また、これまでの介護事業所による既存のサービスに加えまして、NPO、民間企業、市民ボランティア、さらには協同組合等々による多様なサービスの提供が可能となり、利用者が自分にふさわしいサービスを選択できるものとされておりますけれども、現在示されております改正案ではまだまだ内容に不透明な部分が多いため、今後国から示される指針等をもとに、今年度策定いたします第6期高齢者福祉計画の策定作業の中で、サービスの提供が円滑に推進できるよう十分留意をし検討を進めてまいります。

続きまして、特別養護老人ホーム入所対象外となる要介護1と2の方への対応についてのご質問にお答えをいたします。このたびの改正案で特別養護老人ホームの新規入所基準が、原則要介護3以上になることにつきましては、在宅での生活が困難な特に中度、重度の要介護者を支えることに重点を置いたサービス提供を目指すことによるものでございますけれども、現在入所されている要介護1、2の方、内訳を申し上げますと要介護1が10名、要介護2が41名の方々につきましては、入所見直しの対象としないものとされております。

また、新規申請のケースにつきましては、やむを得ない事情により入所以外の生活が著しく困難である場合は入所を認めるという特例要件の考え方が示されており、まだ国から具体的な適用事例などは示されておられませんけれども、今後示される国からの指針等を踏まえて適切に周知等の対応をしてみたいと考えております。

続きまして、介護保険への2割負担導入の見解についてのご質問にお答えをいたします。介護保険制度の利用負担につきましては、介護保険制度創設以来、所得等にかかわらず介護サービス等にかかった費用の「1割」とされておりましたが、このたびの改正案では、一定の所得がある方については「2割」の負担をお願いすることになってございます。

改正案を説明する国から示された資料によりますと、一例といたしまして、単身で280万円

以上、夫婦で359万円以上の年金収入がある方が2割の負担になるという例が示されておりますけれども、具体的な基準等につきましてははまだ示されていない状況でございます。これらの見直しにつきましては、介護保険制度の持続可能性を高めること、また、現役世代への過度の負担を避けるとともに、高齢者世代間の負担の公平化を図ることを目指したものであると理解をいたしております。

続きまして、「地域医療・介護総合確保推進法案」に対する見解についてのご質問にお答えをいたします。

このたびの改正は、平成37年度には、いわゆる団塊の世代が75歳以上を迎え、3人に1人が65歳以上となるといったことが予想されるという状況下において、ますます介護を必要とする高齢者が増加することに対して、サービス体制の整備を進めようとするもので、高齢者が住みなれた地域で生活が継続できるよう、介護や介護予防、さらには生活支援の充実を図るため、限られた介護資源を有効に活用し、必要なサービスを確保することを目指した改正であると理解をいたしております。

また、利用者負担につきましては、保険料の上昇をできるだけ抑えるため、所得や資産のある方の利用者負担を見直す一方、低所得者の保険料軽減割合を拡大するなど、費用負担の公平化を図ることも目指していると理解してございます。

続きまして、国民健康保険税の引き下げについてのご質問の中で、まず、高過ぎる払い切れない市民の現状認識についてのご質問にお答えをいたします。

本市の平成24年度における国保税の状況を申し上げますと、1人当たりの調定額が7万6,127円、1世帯当たりの調定額が13万5,572円という数値になってございます。これは県内44保険者の中でも42番目の低い数値となっております。

また、国保世帯の課税状況を申し上げますと、全体で8,711世帯ございますけれども、その世帯の約5割に当たる4,067世帯が国保税の軽減措置の対象世帯となっており、そのうち未納のある世帯は328世帯、約8%という状況になってございます。また、所得が200万円以下のいわゆる低所得者と言われる方、これは世帯全体の約72%、6,200世帯ほどございますけれども、これらの方の中で軽減の対象とならない世帯のうち、国保税に未納がある世帯につきましては406世帯ございますけれども、本年4月からの税制改正により5割軽減及び2割軽減に係る軽減判定の算定基準が引き上げられましたので、これらの引き上げに係りまして低所得者の軽減措置の適用範囲が拡大することになるものと考えてございます。これにより、これまでの軽減対象世帯であった世帯も対象となることで、低所得者層の保険税負担の軽減が図られることとなりますけれども、それによりまして軽減の対象とならない方々に対しましては、引き続き納税相談等々により、分納等の納付計画をお願いしていくといったような対応を継続してまいりたいと考えております。

次に、国保税の引き下げについてですけれども、ご承知のように国保事業につきましては、運営に要する経費につきまして、国・県からの負担金及び支出金等を除き、原則として受益者である被保険者の方々からの納付いただく保険税で賄うことになってございます。

本市の国保税は、平成18年度より合併後の不均一課税から均一課税にした税制改正以来、税率改正は行っておりません。保険者としての経営努力により交付される特別調整交付金、それらを基金に積み立てること、あるいは市の一般会計からの繰り入れなどにより、継続して伸び続けている保険給付の支出等に対応すべく、国保財政の安定運営に努めているところでございます。

しかしながら近年の経済不況等々により、国保税の納付環境が年々厳しさを増している状況にありまして、被保険者に対する保険税の負担増を今後回避していくためにも、国保税決算期における剰余金につきましては、引き続き支払準備基金に積み立てを行い、一定水準の保有額を確保するとともに、保険給付費の増に対応する財源といたしまして、やはり継続して一般会計からの繰り入れを行うことにより、安定した財政運営を図ることが必要なことなどから、現状におきましては国保税の引き下げはできないものと考えております。

続きまして、高校生卒業までの医療費助成についてのご質問にお答えをいたします。

医療福祉費助成制度、いわゆるマル福制度につきましては、茨城県の制度として助成対象や年齢要件、所得制限など一定の基準が設けられておりますけれども、先ほどご発言にございましたように、本市におきましては県内市町村の中でもいち早く、平成21年度から年齢要件を小学3年生から中学3年生まで拡大し、さらに所得制限も撤廃することで市の単独事業としての制度の拡充を図ってきたところでございます。

そのような中、県制度が平成26年10月——今年の10月から、対象年齢を小学3年生から中学3年生へ拡大する改正が行われるわけですが、今回の改正では中学生は入院のみの対象となっております。さらに所得制限はかかったままという制度でございます。

ご質問の高校卒業までの医療費助成につきましては、現在県制度が行ってございますひとり親家庭、いわゆる母子・父子家庭への助成制度が18歳、いわゆる高校卒業までを対象としているところでもございますので、これら既存の制度との整合性、あるいは今後の子育て世帯への支援のあり方、さらには少子化・人口減少対策としての施策の効果、市の財政負担の問題等々、るる研究検証を行うことによって、今後の方向性等について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○後藤守議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 通学路の整備安全確保についての中2013年度の状況について、要望書の件数、解決件数、主な整備内容についてお答えいたします。

本市における通学路の安全対策は、昨年度に市教育委員会、道路管理者、警察署、保護者代表、学校代表などで構成する通学路安全対策連絡協議会を設置し、従来よりも連携を一層強めた体制の中で通学路危険箇所を一元的に管理し、その改善を推進しておりますので、学校からの要望に限ってお答えさせていただきます。

通学路改善に対する要望は、毎年年度初めの時期に各学校の職員と保護者が合同で通学路の点検を行い、それを要望書として取りまとめ、教育委員会に提出していただいております。教育委員会は、提出された要望箇所の現場を確認した上で通学路危険箇所管理台帳にまとめ、8月ごろ

に常陸太田市通学路安全対策連絡協議会を開催し、個別の事案ごとに対応策について協議を行い、各所管の機関に改善対応をお願いしております。

昨年度、小中学校から提出された要望箇所の総数は、小学校45カ所、中学校25カ所の計70カ所でございます。通学路危険箇所につきましては、本来早急に完全な改修を行う必要がありますが、例えば歩道の設置要望があるものの、用地等の関係で抜本的な対応に時間がかかるものについては、当面の安全を確保するために歩道部分を緑色に着色したり、また、道路の中央部分に「学童注意」や「スクールゾーン」等の文字を大きく表示したりして、運転者の注意を喚起するなどの対策を講じております。

平成25年度の対応状況でございますが、小学校は改修済み7カ所、当面の安全を確保するための対策を講じたものが13カ所の計20カ所。中学校は改修済み4カ所、当面の安全を確保するための対策を講じたもの1カ所の計5カ所となっております。

具体的な整備の例を幾つかご紹介いたしますと、太田小学校の通学路である東三町板谷坂下交差点は歩行者用信号が設置されていませんでしたが、昨年8月に設置したところでございます。また、世矢小学校南側入り口付近の歩道は、このほど地権者のご協力をいただき拡幅が完了しております。山田小学校におきましては、学校西側を通る県道常陸太田烏山線の横断歩道を歩く児童の安全を確保するため、道路上に「学童注意」などの表示をし、運転者に学童に対する注意と減速を促す対策を講じました。中学校におきましては、亀作町の世矢公民館付近のT字路に横断歩道の設置要望がございましたが、昨年8月に設置が完了しております。

通学路の安全対策につきましては、引き続き常陸太田市通学路安全対策連絡協議会が一元的に管理推進し、児童生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○後藤守議長 市民生活部長。

〔荻津一成市民生活部長 登壇〕

○荻津一成市民生活部長 通学路の整備・安全確保についての中の佐竹高校前の交差点における安全確保についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の交差点につきましては、高校生の登校及び下校の時間と重なる朝夕の交通量が多いため、当該生徒及び地域住民の安全確保と事故防止の観点から、信号機設置の要望書が当該学校関係者並びに地元町会長などから過去2度ほど本市に提出されており、その都度太田警察署に信号機設置の依頼をしたところでございますけれども、現在のところ設置は見送られている状況でございます。

このような中、昨年10月に県教育委員会主催による高等学校の通学路合同点検が行われ、この交差点も対象となりました。この通学路合同点検は、学校関係者、警察、道路管理者等が参加し、通学路の状況を合同で点検の上、その対策案を検討するために実施されたものでございますが、点検の結果、交差点に至るまでの道路がそれぞれカーブしており、道路構造上、現状での信号機の設置は困難であるとの見解が警察から示され現在に至っております。

要望しております信号機設置は実現されておきませんが、その他の安全確保の対策として警察と連携協議し、当該道路に係る従来からの法定速度を規制強化し、本年4月より時速40キロメ

一トル制限の措置を行ってございます。また、道路面には交差点の存在や横断歩道、制限速度を示す予告路面標示を施すなど、ドライバーへの注意を促しているところでございます。

今後におきましても関係機関と連携の上、当該生徒及び地域住民の安全確保及び事故防止に努めてまいりたいと考えております。

○後藤守議長 宇野議員。

〔22番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○22番（宇野隆子議員） 1点目の東海第二原発再稼働中止・廃炉の問題につきましては、4点質問させていただきまして、その中で市長からは安全協定の見直し、それから実効性のある避難計画と、これが大きな2つのポイントになるということでありましたけれども、やはり住民の暮らし、また財産等々を守っていくために、ぜひこの大事なポイントを貫いていってほしいと思います。

関西電力大飯原発3・4号機に対する運転再開の差し止めがありましたけれども、これは執行部、また議員の皆さんもご承知かと思いますが、関西電力大飯原発3・4号機の安全性が確保されていないと住民が再稼働の差し止めを求めている裁判で、福井地裁が住民側の訴えを認めて関西電力に運転再開の差し止めを命じるという、これは画期的な判決を言い渡したわけです。

判決は冒頭、「一たび深刻な事故が起これば、多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業にかかわる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められてしかるべきである」と、このように指摘をいたしました。判決で、人格権が侵害されるおそれがあるときは、その侵害行為の差し止めを請求できると断言したのは、大飯原発の運転に限らず、私は東海第二原発にとっても極めて重いものがあると思っております。

先ほど市長からも答弁がありましたように、東海第二原発は35年がたち老朽化が目立つ、そして昼間人口で約98万人の人たちが住んでいると、これは一たび過酷事故が起きたときに被曝しないで安全に避難できるかといったらこれは到底無理だと。ですから、私は実効性のある避難計画は到底立てられるわけがないと思っております。

そして全国一密集地域に施設がある東海第二原発ですから、やはり周辺住民の人格権を守る立場で再稼働は認めないと。できればそのまま廃炉へと私は求めたいと思います。これがやはり住民多数の声であるということを強く市長に受けとめていただきたい。そして市民は市長のそういった姿勢、原発に対する考えについては信頼と期待を寄せているわけです。今後、安全審査申請がどのように規制委員会から返ってくるかわかりませんが、ぜひ住民の立場に沿って頑張っていただきたいと要望したいと思います。

2点目の介護保険制度の改正について伺いたいと思います。今回大きな改正があったわけです。介護保険創設当初「介護の社会化」と言われましたけれども、こういう理想も投げ捨てて住民に対してサービス切り捨て、重い負担を課せると、これは本当に制度上認められないと私は思います。

要支援1、2の介護サービスから外された人は地域支援事業で行っていくということで、NPOとか民間事業所とか、そして市内のボランティアという答弁がありました。要支援1、2の方



は400名からの認定された方がいるわけですが、現在はホームヘルパーを中心に通所介護等々が行われていますが、これがそういう人たちにかわって市内のボランティア等の人たちが担っていくということは非常に問題ではないかと思えます。

衆議院の参考人質疑の中でも言われておりますけれども、要支援はあくまでも軽度者ではないんだと。その変化に気づき重症化を防ぐ、尊厳を持った自立した生き方を支援するヘルパーなどの専門的な役割、これが非常に質疑の中でも浮き彫りになって担い手は大切なことだと。ですから、そういう部分について私は非常に心配をするわけですが、これについてはどのように考えているのか伺いたいと思えます。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

現段階で国等からいただいている情報では、ご答弁を申し上げたように、サービスを利用する皆さん方にとりましては選択肢が広がる。ですから、従来の事業所からのサービスを選択することも可能ですし、介護支援員等のコーディネートがありますけれども、現状の中ではご希望によって新たな選択肢が広がるというような捉え方をいたしてございますので、今の段階でサービス低下につながるというような認識は持ってございません。

以上です。

○後藤守議長 宇野議員。

○22番（宇野隆子議員） 選択肢が広がるということですが、そこに今度の法改正の問題があるわけです。ですから、ヘルパーさんの役割、専門的な知識を生かした対応というのは非常に大きいわけです。それをがらっと変えてしまうわけですから、その点は担当部署としてもしっかり見ておいてほしいと思うんです。やはり介護を受ける人が必要なときにこれまでどおり必要な介護が受けられると、私はやはり現行どおりにしていくべきだと、国に対してこういう法改正はやめろということをお願いしていくことも必要だと思っております。

そして国が丸投げするわけですから、これまでは負担金ということで国がお金を出していただけて今度は交付金で入ってくるわけです。これはいわゆる色がついていないからわからないわけです。そういう部分で市町村の介護保険に対する考え、どれだけ財政を入れるのかと、こういうことで大きく変わってくる、利用者負担も変わってくるわけです。そういう中では、やはり法改正をしっかりと見て、住民にこれまでどおりのサービスをきちんと続けられるような体制をしていくことが必要だと思いますけれども、今度の法改正によって、例えば市の職員が今までの配置で大丈夫なのかどうか、それから財源の部分について伺いたいと思えます。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ただいまのご質問につきましても、現状におきましては財源の問題、確かにご発言のように負担金が交付金になるということですが、負担の割合、考え方については、従来の構成枠組みを変えるものではないというようなことが示されておりますので、直接的に額面での影響は現状においては無いものと考えてございます。

また、体制の問題につきましても、当然市町村の地域支援事業という形になりますので、今後

計画の見直し作業を進める中で、市の考え方を整理し、そのサービス提供体制に十分耐え得るだけの体制をどのように組んでいくのかは、いろいろ内部で議論し検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○後藤守議長 宇野議員。

○22番（宇野隆子議員） 通学路の整備・安全確保についてですけれども、先ほどありましたように、小学校では要望書の中で45%が完全に完了している、整備されている。それから、当面の対処ということで45%。中学校においては25件のうち5件で25%ということです。これから台帳を作ってきてちゃんとやっていくということですが、先ほども出されましたように、子どもの安全、それから市民の安全も含めてですが、そのためには教育長も優先的課題であるということですが、財政的には毎年毎年の安全整備において、財政は去年を100とすれば今年120%とか、そういうことにはなっておりますか。財政の確保について伺います。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育長。

○中原一博教育長 ただいまありました改修に係る経費の予算の要求であります。これは均一ということではなくて、今後優先順位を決めて、予算がかかるものについてはそれなりの要求をまいりたいと考えております。

○22番（宇野隆子議員） 時間がまいりました。ありがとうございました。

---

○後藤守議長 以上で一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、明日、定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後0時散会